

及び児童自立支援施設に拡大したところであるので、各施設における取組が促進されるよう特段のご配慮をいただきたい。

(3) 入所している子どもの権利擁護について

児童福祉施設に入所している子どもの権利擁護については、これまで都道府県等に対して積極的に取り組まれるようお願いしてきたところであるが、最近においても児童養護施設職員による、入所している子どもへの性的虐待など、施設内虐待の事例が多発していることは誠に遺憾である。

児童養護施設等には、保護者のいない子どもや、保護者から虐待を受けた子ども等が入所しており、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員が入所中の子どもに対して性的な虐待等を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないことである。

このような事態に鑑み、「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したところであるので、この通知を踏まえ、施設内での虐待の未然防止、早期発見に資するため、職員の資質向上、子どもの意見表明の機会の確保等について、施設を運営する法人への指導の徹底を図っていただくようお願いしたい。（資料8（127頁））

(4) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について

情緒障害児短期治療施設は、現在、全国に31か所（24道府県）設置されているが、虐待を受けた子どもなどへの専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますます、その役割は重要となっている。「子ども・子育て応援プラン」においても、全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるので、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取組をお願いしたい。（資料9（130頁））

(5) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進について

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、児童養護施設や児童自立支援施設などを退所した子どもの自立を支える上で、重要な役割を担っており、「子ども・子育て応援プラン」においても、平成21年度までに、都道府県・指定都市に1か所程度実施することとして、60か所の目標を設定したところである。

現在、全国で41か所（23都府県市）設置されているが、施設退所後

の子どもの自立を支える場としては、十分な数が確保されているとは言えない。このため、平成19年度予算（案）においては、対象10人未満の自立援助ホームについて職員を常勤化し、支援体制の充実を図ることとしたところであるので、未だ設置されていない都道府県市においては、自立援助ホームの整備に早急に取り組んでいただきたい。（資料10（131頁））

（6）児童家庭支援センターの推進について

児童家庭支援センターは、地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子ども又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行っているところである。

「施設に附置」という特色を生かして、24時間365日体制での相談や緊急一時保護、児童相談所からの指導委託措置による児童相談所機能の補完的役割などを果たしており、平成18年度補正予算（案）においては、児童虐待等緊急対策として、対応迅速化のための車輛を配置することとしたところである。

「子ども・子育て応援プラン」では、児童家庭支援センターについて、平成21年度までに100か所設置することを目標としており、現在、全国で65か所に設置されているが、未だ設置されていない都道府県等におかれては、設置については是非検討されたい。また、年間相談件数及び指導委託件数が少ない児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携をとりながら積極的な取組をお願いしたい。（資料10（131頁））

（7）児童自立支援施設について

平成18年2月の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書の提言を踏まえ、児童自立支援施設の施設長や児童自立支援専門員等の専門性を確保するため、これらの職員の資格要件の見直しに向けて、現在作業を行っているところである。

児童自立支援施設は非行等の問題を有する子どもへの自立支援を積極的に担っていることから、都道府県等においても本報告書を念頭に施設機能の充実・強化等に努めていただきたい。

特に、児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され、児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、学校教育の実施状況は、平成18年度現在58施設中32施設にとどまっている。未だに導入の見通しのない都道府県等におい

では、民生主管部局と教育委員会が密接に連携を取りながら、法の趣旨にのっとり、早期に導入できるよう引き続き一層のご尽力をお願いしたい。

(資料11 (132頁))

また、国立武蔵野学院においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施しているの
で、管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いする
とともに、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員等研修
など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施して
いることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。

(資料12 (133頁))